

定 款

株式会社起業家バンク

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条. 当会社は、株式会社起業家バンクと称する。

(目 的)

第2条. 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 飲食店の経営
2. 飲食店の経営
3. 美容室及び理容室の経営
4. 整骨院の経営
5. 保育所及び保育施設の経営
6. 学習塾の経営
7. プログラミング教室の経営
8. コンビニエンスストアの経営.
10. 介護保険法に基づく次の居宅サービス事業
 - (1) 訪問介護
 - (2) 訪問入浴介護
 - (3) 訪問看護
 - (4) 通所介護
 - (5) 短期入所生活介護
 - (6) 特定施設入居者生活介護
 - (7) 福祉用具貸与
 - (8) 特定福祉用具販売
 - (9) 訪問リハビリテーション
 - (10) 通所リハビリテーション
 - (11) 居宅療養管理指導
11. 生命保険の募集に関する業務及び契約締結の代理
12. 損害保険代理業
13. インターネットを利用した広告代理業
14. インターネットを利用した各種情報提供サービス業
15. コンピュータソフトウェアの企画、開発、製造、販売及び保守
16. ホームページの制作、企画、運営
17. 通信販売業
18. 食料品、健康食品、化粧品、日用雑貨品、衣料品、その他各種商品の企画、製造、卸売、販売及び輸出入
19. コンサルティング業
20. 不動産の売買、賃貸、開発、仲介、媒介及び管理業

- 2 1. 清掃業
- 2 2. 無料及び有料職業紹介業
- 2 3. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
- 2 4. 出版印刷事業
- 2 5. フランチャイズ事業の経営
- 2 6. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条. 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条. 当会社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条. 当会社の発行可能株式総数は、1,200株とする。

(株式の不発行)

第6条. 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条. 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条. 当会社は、相続その他的一切の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条. 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他的一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条. 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条. 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければなら

ない。

(基準日)

第12条. 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役は、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条. 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

2. 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第14条. 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2. 株主総会を招集するには、会日より5日前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第15条. 株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(招集権者及び議長)

第16条. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長たる取締役が招集する。

2. 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

(決議の方法)

第17条. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条. 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権行使することができるすべての株主が、書面によつてその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第19条. 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任方法)

第20条. 当会社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の解任方法)

第21条. 当会社の取締役の解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

(取締役の任期)

第22条. 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(社長及び代表取締役)

第23条. 代表取締役は社長とし、当会社を代表する取締役として、会社の業務を統轄する。

2. 取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

(報酬等)

第24条. 取締役に対する報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第25条. 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第26条. 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2. 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式の数等)

第27条. 当会社の設立時発行株式の数は60株とし、その払込金額は、1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の最低額)

第28条. 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金300万円とする。

(最初の事業年度)

第29条. 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和3年3月末日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第30条. 設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役及び設立時代表取締役 起業家 太郎

(発起人に関する事項)

第31条. 当会社の発起人の氏名、住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

住 所 東京都千代田区霞が関4丁目5-6

氏 名 起業家 太郎 60株 金300万円

(定款に定めのない事項)

第32条. 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の規定するところによる。

以上、株式会社起業家バンクを設立するため、この定款を作成し、発起人がこれに記名押印する。

令和2年1月19日

発起人 起業家 太郎